

≪第一部 循環経済に係る国の最新の政策、予算について≫

「令和8年度予算要求・施策の概要」

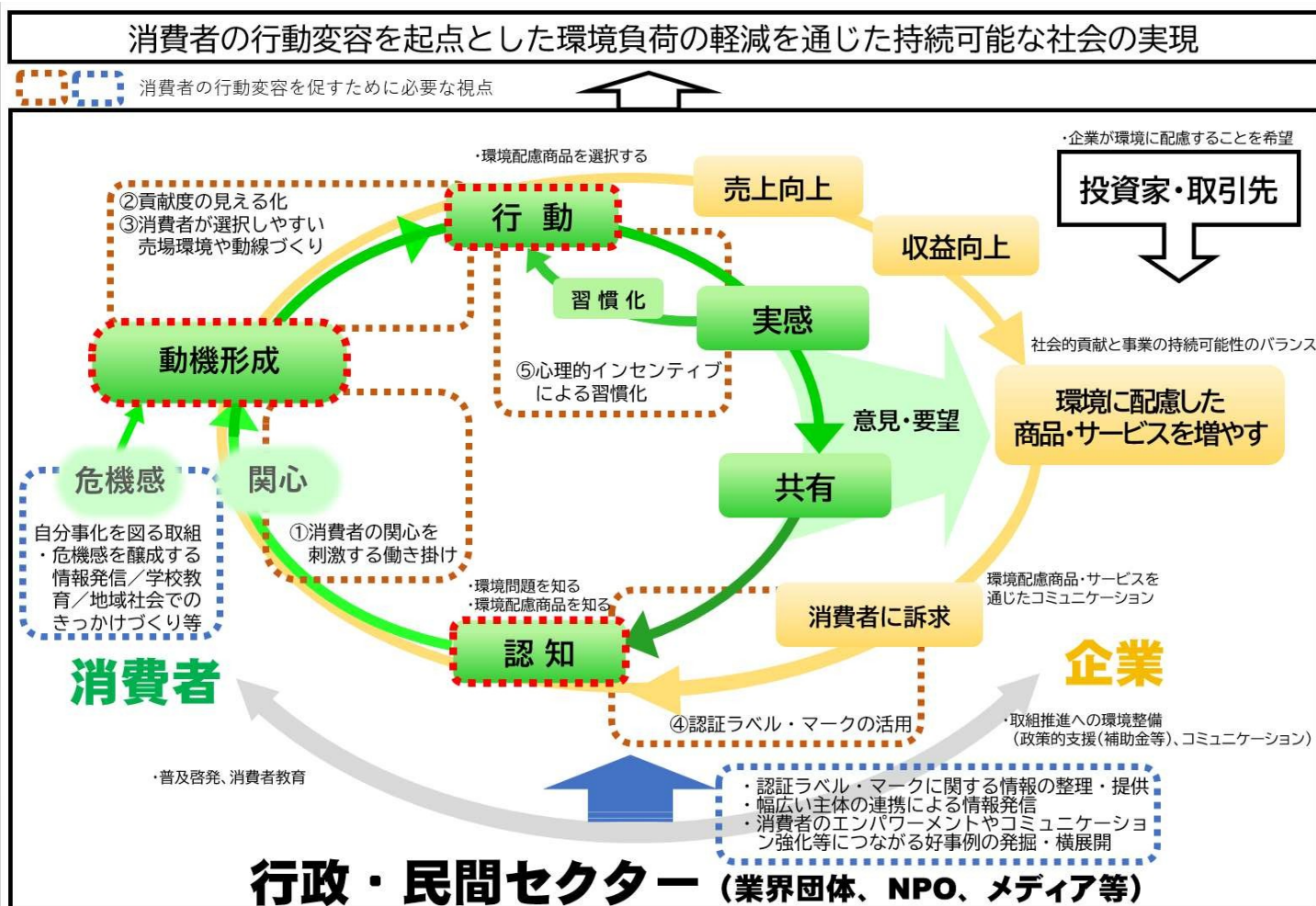
消費者庁 消費者教育推進 課長補佐
久保 美奈海

令和8年度予算要求・施策の概要



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

消費者庁における取組の方向性（グリーン志向消費に関連して）



3

食品ロスの削減の推進の取組

《我が国の食品ロスの状況》

事業系231万トン
家庭系233万トン

- ・食品ロス量は年間464万トン（令和5年度推計）
 ※国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約370万トン）の1.3倍
- ・年間1人当たりの食品ロス量は37kg
 ※毎日1人あたりおにぎり1個を捨てている計算

持続可能な社会の実現

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進



食品ロス削減に係る背景

- ▶2019年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、2020年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定。事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、2000年度比で2030年度までの半減目標を設定。
- ▶直近（2022年度）の食品ロス量は着実に減少。特に**事業系食品ロスについて、半減目標を8年前倒して達成**したことから、2024年3月に閣議決定した第2次基本方針において、**新たな目標として60%減**と設定。**家庭系食品ロスは半減目標まであと20万トン**。

「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信について

- ▶「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、**食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念**を食でつなぐ共生社会の実現に向けた「**食の環**」と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。
- ▶今後、関係府省庁は、各種施策において、「食の環」プロジェクトの一環であることや、「食の環」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信する。（ロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能）

＜「食の環」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）＞

食品ロス削減	（食品の）経済的アクセス	（食品の）物理的アクセス
排出削減の取組 （公表・商標登録・国民運動等）	食料提供に向けた体制づくり （地域の関係者が連携して取り組む協議会の設置等支援）	移動販売等の拠点となる施設整備 （食料支援等を通じたつながり創出）
食品寄附の促進 （期限表示、保険、DX）	食料提供に資する体制づくり （食料支援等を通じたつながり創出）	店舗への交通手段の確保 移動販売等で店舗を届ける 商品をお届けする （ラストワンマイル配送支援等）
フードバンク・こども食堂等を介した食品寄附への支援 （食品寄附ガイドライン作り、フードバンク・こども食堂等の活動支援等）	フードバンク・こども食堂等への食料提供 （備前米無償交付等）	食品アクセスの状況や対策事例等
食べ残し持ち帰り促進 （持ち帰りガイドライン作り）		



関係府省庁による発出文書等において、左記のいずれかの「食の環」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等にもロゴマークの使用を認める。

消費者庁による食品ロス削減の取組

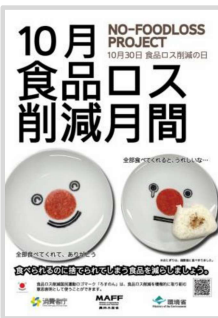
＜チラシ・ポスターによる啓発＞



＜食材をムダにしないレシピの発信＞



＜10月食品ロス削減月間の啓発、全国大会開催＞



＜食品ロス削減推進表彰＞



＜地域に根ざした食品ロス削減を推進する人材（食品ロス削減推進サポーター）の育成＞



＜絵本を活用した幼児への啓発＞



＜食品の期限表示（賞味期限・消費期限）の理解の促進＞



＜食品ロス削減推進アンバサダー起用の動画やポスターによる啓発＞



＜食品ロス削減特設サイト・X（旧Twitter）での情報発信＞



＜食品ロス削減川柳コンテストの開催＞



＜食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計と公表＞



＜季節商品について、事業者への需要に見合った販売の促進と予約販売の活用など消費者への呼びかけ＞



食品ロスを減らす店舗での取組の促進

消費者庁、農林水産省、環境省、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が連携し、小売店舗において、消費者に対し、商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」を呼びかける取組を実施。



【てまえどり】
日頃の買い物の際、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行為。



商品パッケージに川柳コンテスト作品を使用した普及啓発

昨年、マルハニチロ株式会社及び株式会社 明治において、10月の食品ロス削減月間にあわせて商品パッケージに川柳コンテスト受賞作品を掲載し、食品ロス削減の普及啓発を図る取組を実施。株式会社 明治においては、今年の10月も取組を実施予定。

＜令和6年10月に、川柳コンテスト受賞作品を掲載した商品パッケージの例＞



大阪・関西万博における食品ロス削減の啓発

万博会場内の飲食店の協力のもと、ポスター、三角POP、ステッカー等を掲示し、食事の食べきりを呼びかけ。



食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの策定と周知

事業者・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、事業者が民事上・食品衛生上留意すべき事項及び消費者に求められる行動を整理。

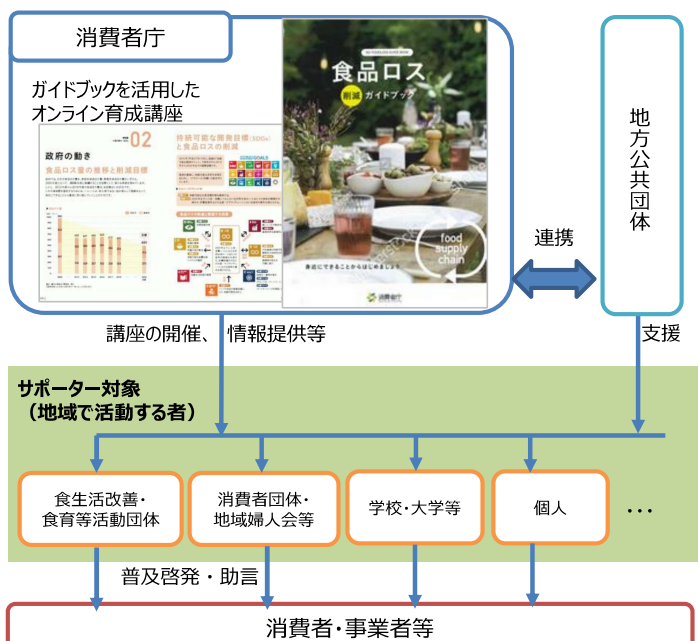


普及啓発の促進に向けた人材育成 食品ロス削減推進サポーターについて

食品ロス削減推進法の基本方針・基本的施策（抜粋）

- ・食品ロスの削減に向けて、国民各層がそれぞれの立場において主体的に課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発、提供等を推進するとともに、食品ロス削減推進サポーター育成講座を定期的実施する。

食品ロス削減推進サポーター育成の体制イメージ



食品ロス削減推進サポーター登録の流れ

1. 消費者庁が開催する育成講座を受講
2. 講座を踏まえた試験を受験
3. サポーター登録の希望者は、消費者庁へ申請
4. 消費者庁は、手続きを経て、希望者を登録

（サポーター登録バッジ）



サポーター登録人数 **4,000人**※

※令和7年8月末時点。登録は随時受付中

消費者庁から
情報提供等の
フォローアップ

- サポーターの活躍（例）
- 地方公共団体が開催する食品ロス削減に関する講座
 - 自団体内で開催する学習会
 - 地域イベントでの啓発（イベント、ファーマーズマーケット、展示会等）
 - 学校現場でのSDGs、環境、社会、家庭科、食育等での出前授業
 - 地元の一般事業者への社員教育
 - 地元の食品事業者等への食品ロス削減に向けた取組の助言等

地域における取組事例

食品ロス削減に関する地方公共団体の事例

大学生や障害福祉事業所と連携した 災害備蓄食品のアップサイクル(京都府)

〈地域色あるアップサイクル製品の一例〉 チップス、チーズケーキ、ワッフル

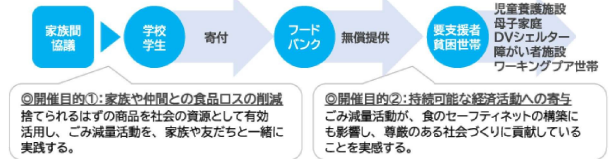


京都府では、災害備蓄の役割を終えた賞味期限が迫る「アルファ化米」を活用した商品開発を、障害福祉事業所が受託する業務の共同受注窓口を担う特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンターと連携し実施。本企画に参加した障害福祉事業所は、食品ロス削減と同時に施設利用者の工賃向上を図った。

消費者庁HP:「令和5年度地方公共団体における食品ロス削減の取組について〈事例紹介〉」

スクールフードドライブで寄附促進(札幌市)

＜スクールフードドライブの仕組み＞



札幌市では、令和5年度ごみ減量実践事業で実際にスクールフードドライブを実施。「食品ロス」や「貧困」の社会課題に対して、学生が主体となって取り組み、ごみの減量や社会貢献に対する意識を醸成できるほか、家庭での会話や活動のきっかけづくり、地域コミュニティの形成などの効果も期待できる。



（スクールフードドライブで集まった食料）

サステナブルファッションに関する先進的なモデル事業(令和3年度地方消費者行政に関する先進的モデル事業)

事業全体イメージ

パートナーシップでエシカル消費の推進活動
生産者・販売者・消費者を繋ぐ

中部エシカルリングプロジェクト 事務局(株)新東通信



フェアトレード 名古屋ネットワーク

リデザインプロジェクト

衣料におけるバリューチェーン全体での課題をエシカル消費啓発で解決する

尾張地方の繊維業で消費者が工場見学等により地場産業の歴史やサステナブルな取組を学び、未利用素材のアップサイクルによるファッションショーの実施等を通じ、持続可能な衣料に関わるバリューチェーン構築に繋げるモデル事業を実施

【消費者】地域と消費の繋がりを考えるきっかけになった
未利用素材の価値を感じた

【事業者】地場産業の発展、雇用創出につながった
取組を発信でき仕事の誇り、意欲になった

⇒モデル事業終了後も、プロジェクトに参加していたメンバーがそれぞれの強みを活かして活動を拡大中

エシカルファッションショー&トークショー



マルシェ(月1回開催)



令和8年度予算要求の概要

○消費者教育の充実・推進【1.0億円】

行政、事業者、業界団体、消費者教育コーディネーター及び教育の担い手等の関係者が参画する地域会議の開催や、事業者が実施する職域における従業員向け研修の拡充等により、消費者教育の地域ネットワークの構築・強化や様々な場での消費者教育の機会の充実を図る。また、エシカル消費の普及・啓発による消費者の行動変容の促進や、新たにグリーン志向消費の拡大に向けた消費者心理への訴求方法の検討を行う。加えて、カスタマーハラスメント対策として、引き続き、消費者の属性に対応した啓発資料等の活用促進を図るなど、公正で持続可能な社会の実現に向けた取組を推進する。

○食品ロス削減・食品寄附等の促進【0.7億円】

令和8年度からのフードバンク認証制度の本格運用に当たり、認証取得を目指すフードバンクへの取得に係る支援を実施する。また、「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の普及や定着を図るため研修会等を実施する。加えて、食品ロス削減の重要性に関する理解増進に向けた調査・普及啓発を行う。

地方消費者行政強化事業

1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化（補助率：原則1/2※）

事業メニュー

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。(1)の新たな相談支援システムへの移行経費は定額。

- (1)消費生活相談体制の充実・強化(消費生活相談のデジタル対応(新たな相談支援システムへの移行に係る経費を含む。)、相談員業務のテレワーク化、指定消費生活相談員等による相談機能強化、対応困難者への対応力強化、広域連携の立上げ等)
- (2)配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3)消費者教育・啓発への取組
- (4)SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (5)法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

○出前授業や講座実施・教材作成

○シンポジウムの開催

○普及啓発、実態調査

○食品ロス削減推進計画の策定

○フードバンク・フードドライブ活動支援

○食品ロス削減推進サポーター育成

など

2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業（補助率：原則1/2※）

研修メニュー

- (1)社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2)配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3)消費者教育・消費者政策の普及啓発
- (4)消費者被害の防止・早期発見
- (5)対応困難な相談への対応強化

3. 靈感商法を含めた悪質商法対策事業（補助率：定額）

事業メニュー

- (1)消費者被害の防止・早期発見(消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営)
- (2)消費生活相談等の機能強化(消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化)

地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率：定額)

平成20年度に創設された地方消費者行政活性化基金の流れをくむ地方消費者行政推進交付金と同様の支援措置として、令和7年度(人口5万人未満の市町村は令和9年度)まで活用可能(相談員人件費にも活用可)。

事業メニュー

1. 消費生活相談機能整備・強化事業
2. 消費生活相談員養成事業
3. 消費生活相談員等レベルアップ事業
4. 消費生活相談体制整備事業
5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業
6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業
7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務